

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 北九州市公式 SNS 運用・分析・改善提案業務

2 本業務の目的

北九州市公式アカウント(X、Facebook、LINEVROOM、Instagram)について、【北九州市公式アカウントの運用目的】に沿って、現状分析や最新のトレンド、各媒体の仕様等を踏まえたより効果的な運用を行うもの。

【北九州市公式アカウントの運用目的】

- ・ 市政情報・災害情報・イベント情報・まちの魅力情報などの市民が必要とする情報及び、市の取組みなど行政として広く知らせるべき情報をタイムリーに発信することで、市民の暮らしをサポートする。
- ・ 様々な情報を通じて、市政への関心を高め、北九州市に愛着を持ち、住み続けたい街だと思ってもらう。

3 業務の対象となるアカウント

- ・ X「北九州市」(@city_kitakyushu)
- ・ Facebook「北九州市」(@city.of.kitakyushu)
- ・ LINEVROOM「北九州市」(@city.of.kitakyushu)
- ・ Instagram「北九州市」(@city.of.kitakyushu)

※委託内容は各アカウントにより異なる（内容については「5 業務委託内容等」に記載）

4 契約期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

5 業務委託内容等

(1) 日常的な投稿分析《X、Facebook、LINEVROOM、Instagram》

各アカウントの記事の閲覧状況や拡散状況、クリック数などの反応のデータを収集・分析し、北九州市が提示する項目について毎月報告及び改善提案を行うもの。また、年度末には一年間の総括を報告すること。

① 分析報告・改善提案書の作成

- ・ 毎月の報告及び改善提案にあたり、媒体ごとの分析報告・改善提案書の作成を行うもの。また、その中で特に報告すべき分析・提案内容をまとめた表紙1枚程度を作成すること。

- ・一年間の総括についても同様に資料を作成すること。
- ・図やグラフを用いるなど、視覚的に分かりやすい形で簡潔かつ具体的に作成し、アカウントの成長を考えた提案を盛り込むこと。

② 取得データの提供

分析のために取得する投稿ごとの反応データ(Excel)について、見やすく整えたいうえで納品すること。

(2) アカウント運用にかかる相談対応《X、Facebook、LINEVROOM、Instagram》

- ・問題が発生した場合など、アカウント運用にかかる相談に応じること。
- ・北九州市からの各媒体の仕様に関する相談に応じること。

(3) Instagram 投稿・アカウント運用業務

トレンドや Instagram の仕様等をかんがみ、素材を選定・作成し投稿を行うもの。あわせて、適宜必要に応じて投稿機能・投稿頻度の変更や、インスタの機能を活用したイベント等の開催、コメントへの対応等を提案するもの。

① フィード投稿(市政情報・市の魅力情報)

ア 素材選定・手配

- ・内容は市政情報及び市の魅力情報から選定し、市へ提案を行う。
- ・現地取材による画像・動画の手配、または必要に応じて北九州市が画像の提供を行う。不足するものはフリー素材・有料素材等により画像の手配を行う。

イ 文案作成 文案・ハッシュタグ作成

ウ 画像作成 1投稿につき5枚～10枚程度作成

エ 投稿回数

月3回程度 (計27回程度)

※市との協議により他投稿への振替可

オ ストーリーズでのシェア

必要に応じてストーリーズでのシェアを行う。

- ・1投稿につき1～3回程度

カ ハイライトの作成

投稿内容ごとにハイライトを作成する。

② ストーリーズシェアまたはフィードでのリポスト投稿(フィーチャー投稿)

#好きっちゃ北九州 をつけて投稿されたものの中から市の魅力の紹介につながるものを選定し、ストーリーズでのシェアまたは、フィードでのリポストで紹介するもの。

ア 内容選定

- ・北九州市の魅力の紹介につながる写真または動画を選定
- ・撮影場所や撮影者が偏らないよう留意すること。

イ リスト作成

撮影場所や撮影者の一覧表を作成し、随時市と共有すること。

ウ 画像作成

- ・共通のテンプレートに選定画像・動画を挿入すること。
- ・撮影者へのメンションをつけること。

エ 投稿回数 月4回程度(計36回程度)

※市との協議により他投稿への振替可

オ ハイライトの作成(ストーリーズでのシェアを行う場合)

フィーチャー投稿でまとめたハイライトを作成する。

③ ストーリーズ投稿(オリジナル投稿)

北九州市と協議の上、フォロワーに対して周知する情報を選定し、ストーリーズで投稿するもの。

ア 内容選定・手配

- ・市と協議の上、アカウントの運用に関する情報や、災害情報、イベント情報など、必要に応じて選定。
- ・現地取材による画像・動画の手配、または必要に応じて北九州市が画像の提供を行う。不足するものはフリー素材・有料素材等により画像の手配を行う。

イ 画像作成 1投稿につき1枚作成

ウ 投稿回数 月1回程度(計9回程度)

※市との協議により他投稿への振替可

エ ハイライトの作成

ハイライトを作成する。ハイライトが不要な内容であった場合、市と協議のうえ、振替等を行うもの。

④ リール投稿・他媒体用投稿用データ制作

15~60秒程度の動画を作成し、リールでの投稿を行うもの。また、併せて他媒体(X、Facebook、LINEVROOM)での投稿データを制作するもの。

ア 内容選定

北九州市内の魅力情報(施設や季節の花、イベント、取材ネタなど)を中心に、トレンドなどをリサーチした内容を検討し提案すること。

イ 動画投稿の作成

(ア) Instagram用動画(縦長)

Instagramのリール作成機能を用い、動画の制作・編集を行うこと
(Instagram内で音源を編集すること))

(イ) その他 SNS 媒体用動画 (縦長)

(ア) で制作した動画を他 SNS 媒体で投稿できるよう、再編集を行うこと。(音源の追加等。動画制作ソフト・アプリケーションの種類は問わない。)

(ウ) 文案作成

(ア) 及び (イ) で制作した動画を投稿する際に必要な投稿文案を適切なハッシュタグ等用いて作成し提案すること。

ウ 本数

月1本程度 (計9本程度)

※市との協議により他投稿への振替可

⑤ 北九州市公式 Instagram 及び「#好きっちゃ北九州」を拡散するイベント等アカウントの目的を勘案し Instagram の他の機能の活用や操作を実施することがより効果的であると認められる場合は、北九州市と受注者が協議の上、予定している投稿に変えて、以下の業務等に変更することができるものとする。なお、変更後の業務によって減ずる投稿数は、あらかじめ北九州市と協議の上、定めておくこと。

実施後はイベント記録、当選及び利活用の状況を集計し北九州市に報告すること。

(例)

- ・ストーリーズ画像作成・投稿
- ・キャンペーン等、イベントの開催
- ・その他 Instagram の機能を活用したもの

⑥ アカウント監視業務

Instagram の投稿やフォロワーの反応について適宜確認を行い、不適切なコメント等がなされた場合など管理上で至急対応すべき事案が発生した場合は、速やかに北九州市に連絡し、対応方法について提案すること。

6 運営体制

(1) デザイナー等の配置

本業務の画像・動画作成においては、作業員として SNS 運用経験があるグラフィックデザイナー・映像クリエイター等を配置すること。

(2) SNS の知見を有する者の配置

分析業務・改善提案においては、SNS の知見を有する者を配置すること。

なお、画像・動画作成の作業者と分析の作業者が異なる場合は、分析の結果をふまえた投稿提案ができるよう情報共有を行うこと。

7 業務完了報告について

(1) 報告書の提出

- ・業務完了報告書とあわせて、5(1)のとおり作成した各月の分析報告・改善提案書を提出すること。また、イベントを実施した場合は、5(3)⑤のとおり報告すること。
- ・企画・マーケティング課 SNS 担当者向けの報告会を、月1回開催すること。また、年度末業務完了後に一年の総括の報告会を開催すること。

(2) 報告書の提出期限

毎月末で締め、10日以内に北九州市企画・マーケティング課（北九州市小倉北区内1-1）に提出すること。

8 委託料の支払いについて

北九州市は履行確認ののち、毎月1回、契約金額を9で割った額を受注者の請求に基づいて支払う。

なお、初回の支払いは7月の報告書の履行確認後となる。

9 その他

- ・各アカウントの管理運営の主体は北九州市企画・マーケティング課とする。
- ・本業務の開始にあたり、北九州市と事前に十分な協議を行うこと。また、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。
- ・北九州市から貸与するID・パスワードは、細心の注意を払い管理すること。
- ・画像及び動画の使用にあたり、肖像・意匠、商標、著作などの権利に関する処理を確実にを行うこと。
- ・Instagramに投稿した画像、動画のうち、本業務の実施のために受託者が制作した著作物について、北九州市にすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を無償で譲渡すること。
- ・受託者は、成果品の著作物(受託者が従来から著作権を有する著作物を含む)に関し、北九州市及び北九州市から許諾を得たものに対し、著作人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - ①北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意に改変すること。
 - ②北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
 - ③北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意の氏名で公表すること。
- ・契約期間中及び契約期間後において本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- ・ 個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に従い、適切に取り扱わなければならない。
- ・ 北九州市の承認を得なければ、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 受注者は、業務実施にあたり法令を遵守すること。
- ・ 適宜、北九州市と協議を行い、業務を遂行すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、北九州市と受託者が協議して決定する。ただし、協議が成立しない場合は、北九州市の定めるところによる。